

弘済院発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（第4四半期）

No.	案件名称	種目	契約の相手方	契約金額 (円) 税込	契約日	根拠法令	<u>随意契約理由 (随意契約理由番号)</u>	WTO
1	大阪市立弘済院附属病院医療情報システム 機器更新等業務委託	141：システム運 用・保守	株式会社メディサーヂュ 代表取締役社長 郷田 哲夫	11,060,500	2025/1/6	地方自治法施行令 167条の2 第1項第2号	G3 特殊技術による (メーカー保守)	—
2	令和6年度 大阪市立弘済院第2特別養護 老人ホーム スチームコンベクションオー ブン蒸気発生器電磁弁交換	31:業務用厨房機器	日本調理機株式会社 関西支店 支店長 小西 洋	64,900	2025/2/4	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー修繕)	—
3	令和6年度 大阪市立弘済院第2特別養護 老人ホーム吸収冷温水機ガス主遮断弁取替 修繕	02:04:空調・冷暖 房・換気設備	株式会社日立ビルシステム 関 西支社 取締役支社長 小口 辰廣	935,000	2025/2/5	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー修繕)	—
4	令和6年度 大阪市立弘済院附属病院 滅菌 装置用ボイラー修繕	01:14:その他設備	株式会社日本サーモエナー 関 西支社 支社長 桑原 敏寿	378,840	2025/2/21	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G4 既契約と密接関係	—
5	[放射線科] エックス線デジタル画像診断 装置保守点検業務委託に係る追加修繕業務 委託	09：04：06：その 他検査	コニカミノルタジャパン株式会 社 情報機器営業本部 関西支社長 北出 誠	4,125,000	2025/2/4	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G 4 既契約と密接関係	—
6	検体検査用システム機器一式（再リース） 長期借入	12：03：02：医療 機器	三菱HCキャピタル株式会社 関西第一営業部 部長 西尾 誠	236,544	2025/3/12	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G 7 リース期間満了後にその 期間を延長することに ついて業務上必要がある ため	—

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立弘済院附属病院医療情報システム機器更新等業務委託

2 契約相手方

株式会社メディサージュ

3 随意契約理由

当院医療情報システムは、平成29年度に実施したシステム再構築の落札業者となった上記業者が設計・開発したものである。また平成30年度から当該システム運用保守業務を上記業者あて委託していることから、当初開発以降の仕様を細部まで熟知し、これまでの法令及び制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も管理している。

機種更新にあたっては、単にクライアント端末の更新をするだけでなく、現在運用中のシステムを問題なく使用するために必要なソフト等のインストール及び設定作業が必要となる。したがって当該機種更新業務を実施する際には、システムにおけるソフト面およびハード面の双方を一括的に管理する必要があり、これらは現在運用している当該システムの運用・保守業務と密接不可分なものである。

以上のことから、本業務委託を他の事業者に行かせた場合、障害等発生時における責任の所在等が不明確になり、原因の特定やネットワークおよび機器の復旧が困難になるなど、病院運営に著しい支障が生じる恐れがある。

以上のことから、機種更新にかかる準備・検討を迅速かつ効率的に進め、稼働中のシステムに影響を与えることなく本件業務を実施することができる唯一の事業者である上記業者と本業務委託契約を締結し、円滑な機種更新を図る。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（附属病院グループ）
電話番号 06 - 6871 - 8032

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 大阪市立弘済院第2特別養護老人ホーム
スチームコンベクションオープン蒸気発生器電磁弁交換

2 契約相手方

所在地：大阪府豊中市走井2-9-2
事業者名：日本調理機株式会社 関西支店
代表者：支店長 小西 洋

3 随意契約理由

第2特別養護老人ホームの厨房で使用しているスチームコンベクションオープンにエラーが表示された。

確認すると蒸気発生器バーナーの燃焼用ガス電磁弁の取替が必要であることが判明した。

蒸気発生器電磁弁はスチームを発生させるための一部品であり、破損した場合スチームコンベクションとしての用を為さなくなるため、電磁弁の交換を行う。当該機器は株式会社コメントカトウにより製造されたものであるが、保守管理等については販売店に委託しており、他社が修繕等を行うと責任の所在が不明確となることから、当該機器の納品を行った上記事業者に依頼する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（施設運営）
電話番号 06-6871-8020

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 大阪市立弘済院第2特別養護老人ホーム吸収冷温水機
ガス主遮断弁取替修繕

2 契約相手方

所在地 大阪市北区堂島浜1丁目2番1号
業者名 株式会社 日立ビルシステム 関西支社
代表者 支社長 小口 辰廣

3 随意契約理由

吸収冷温水機は大阪市立弘済院第2特別養護老人ホームの冷暖房設備を構成している重要な機器である。

昨秋以降、1・2号機ともに「断火故障」警報が頻発しており、調査したところガス主遮断弁の経年劣化による不完全動作によるものと判明した。不具合をそのまま放置すれば、冷温水機が運転不能となる恐れがあり、施設運営に重大な支障が生じる。

空調の安定稼働は入所者の健康保持に必要不可欠であることから、早急に対応を行う。

当該機器は株式会社日立ビルシステムが独自に設計・製作しており、代替が難しい独自開発の部品を用いているため、他社による部品交換等の点検・調整が不可能であることから、上記業者に修繕を依頼する。

なお、今回のような修繕はすでに契約を行っている保守点検業務には含まれないため、別途契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（施設運営）
電話番号 06-6871-8020

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 大阪市立弘済院附属病院 滅菌装置用ボイラー修繕

2 契約の相手方

株式会社日本サーモエナー 関西支社 支社長 桑原 敏寿

3 随意契約理由

本修繕は、附属病院で使用している滅菌装置用ボイラーの制御回路で不具合が発生したため、部品の取り替えを行うものである。このまま不具合を放置すると滅菌装置に蒸気が供給できず、医療器具の滅菌ができなくなり、病院運営に支障をきたすため早急な修繕が望まれる。

現在、当該ボイラーを含めた大阪市立弘済院ボイラー保守点検業務委託を上記業者が実施しており、本業務は大阪市立弘済院ボイラー保守点検業務委託と密接不可分の関係にあり、上記以外の業者が実施すると責任の所在が不明確となるため、上記業者と契約を実施するものとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（附属病院グループ）

電話番号 06-6871-8032

随意契約理由書

1 案件名称

[放射線科] エックス線デジタル画像診断装置保守点検業務委託に係る追加修繕業務委託

2 契約の相手方

所在地 大阪市西区西本町2-3-10
会社名 コニカミノルタジャパン株式会社
代表者 情報機器営業本部 関西支社長 北出 誠

3 随意契約理由

当院1階の放射線科一般撮影室に設置しているエックス線デジタル画像診断装置に係るX線平面検出器(AeroDRパネル)は、パネル部分の破損等の故障により使用不可の状態となったため、早急に修繕を行う必要がある。

当該機器は、製造メーカーである上記業者と保守点検契約を締結しているところであるが、本件故障修繕は保守範囲外であり別途有償対応が必要となる。

当該機器の修繕には特殊の技術及び固有の部品が必要であるため、履行可能な業者は製造メーカーである上記業者に特定される。また、現に履行中の保守点検契約と密接不可分の業務であり、上記業者以外の者に履行させた場合、他機器との連動確認などにおいて責任の所在が不明確となるおそれがあることから、上記事業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課(附属病院グループ)
(電話番号:06-6871-8034)

随意契約理由書

1 事業名

検体検査システム機器一式（再リース）長期借入

2 契約の相手方

所在地 大阪府大阪市中央区伏見町4-1-1

業者名 三菱HCキャピタル株式会社 関西第一営業部

代表者 部長 西尾 誠

3 随意契約理由

附属病院の検体検査システム機器一式については、令和2年12月執行の一般競争入札で落札業者となった日立キャピタル株式会社（現行：三菱HCキャピタル株式会社）と長期借入契約を締結中であるが、令和7年3月19日に契約期間満了となるが、引き続き附属病院業務運営上、円滑なシステム運用を図る必要がある。

附属病院の事業終了予定まで残り約2年間であるが、今後の当院での検体検査システムの運用にあたり最低限必要な期間に限って、上記相手方より引き続き当該機器一式の再リースを行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（附属病院グループ）

電話番号 06-6871-8034